

【別紙】新型コロナウイルス感染症に係る利用停止等の基準

(令和4年1月31日以降適用)

① 児童クラブの利用停止等の基準について（下線部は今回変更部分（字句修正等を除く））

ア 児童が感染した場合	治癒するまでの間、利用できません。
イ 児童の同居者が感染した場合	<u>児童本人に係る健康観察の必要の有無が保健所により決定されるまでの間、利用できません。</u>
ウ 児童が濃厚接触者又は感染の可能性がある方に指定された場合	健康観察期間が終了するまでの間、利用できません。
エ 児童の同居者が濃厚接触者又は感染の可能性がある方に指定された場合	指定された同居者の健康観察期間が終了するまでの間、利用できません。
オ ウの場合を除き、児童が、PCR 検査又は抗原検査を受けることになった場合	検査結果が判明するまでの間、利用できません。
カ エの場合を除き、児童の同居者が、PCR 検査又は抗原検査を受けることになった場合	検査結果が判明するまでの間、利用できません。 ただし、同居者の勤務先等の規定により、定期的にスクリーニング検査を受けるときは、利用できます。
キ その他	ア～カ以外でも、所属する学級が閉鎖された場合で学校長から、閉鎖期間中は児童会館等の利用ができない旨の通知がなされている場合やその他感染の可能性が疑われる場合等に、利用できない場合があります。

② 児童クラブ以外の事業での利用について

自由来館等、児童クラブ以外の事業については、児童クラブの例に準じます。

③ 事業の休止・休館について

利用者や会館職員等が感染した場合については、対象者の利用状況等を踏まえ、会館内での感染拡大の恐れがある場合やその他必要な場合には、事業の休止・休館を行うことがあります。なお、事業の休止・休館期間については、消毒や濃厚接触者の特定等に要する時間のほか、感染状況等を総合的に判断のうえで決定します。